# 本牟智和気命伝承の意味

## 寺 川 眞知夫

#### はじめに

『古事記』および『日本書紀』の垂仁天皇条には本牟智和気命もしくは誉津別命と名付けられた物言えぬ皇子が物言えるようになる伝承がある。物言えぬことになる。では父垂仁うになる伝承がある。物言えぬことであったのかというと、そたのは統治者として期待してのことであったのかというと、そうでもなく、物言えるようになった皇子のその後について語るところはない。したがって、記・紀は政治的な必要からホムチラでもなく、物言えるようになった皇子のその後について語るところはない。したがって、記・紀は政治的な必要からホムチラでもなく、物言えるようになった皇子のその後について語るところはない。したがって、記・紀は政治的な必要から出ると、それなりに意味を持つと像の形象、施策との関わりをみると、それなりに意味を持つと像の形象、施策との関わりをみると、それなりに意味を持つとなっている。

そこで、本稿ではこの伝承の垂仁記・紀のなかで担う意味、そこで、本稿ではこの伝承の垂仁記・紀の伝承構成要素役割の考察をこころみたい。もとより、記・紀の伝承構成要素は異なり、当然それぞれにおいて担う意味も役割も異なる。これを明確に示すのは、垂仁記・紀で皇子が物いえるようになる契機の設定が異なることである。紀は白鳥をみて「あぎと」い、鳥取部の祖天湯河板挙に白鳥を追跡させ、彼が出雲でと」い、鳥取部の祖天湯河板挙に白鳥を追跡させ、彼が出雲でと」い、鳥取部の祖天湯河板挙に白鳥を追跡させ、彼が出雲でと」い、鳥取部の祖天湯河板挙に白鳥を追跡させ、越の国で捕らえて献上した鳥を追跡させ、越の国で捕らえて献上した鳥を追跡させ、地が言えぬ状意になった原因は出雲の大神の神殿修復がなされないためであるとする記宣を設定し、神の求めに応えるため本人を出雲大神をいる。その上で奉養とに参詣させると物言えるようになったとする。その上で奉養とに参詣させると物言えるようになったとする。その上で奉養と

承の意味合の異なることを示す。 出雲大神の祟の有無は当然、垂仁記・紀におけるホムチワケ伝して天皇が神の求めに応じて社殿を修復させた伝承を加える。

これをもたない記は有徳の垂仁天皇像形象において重要な伝承 天皇が「垂仁」なる諡を贈られる重要な話であったとみえる。 受けた野見宿禰による埴輪創出伝承では殉死の習俗を止め、 掌伝承 (八十八年)、③田道間守の常世からの橘将来伝承 (九 ⑪石上神宮創祀伝承 (三十九・八十七年)、⑫天日槍の神宝管 ⑩倭彦命薨去を契機とする埴輪創出伝承(二十八・三十二年)、 神宮創祀伝承 (二十五年)、⑧大倭国魂神祭祀伝承 (二十五 年)、⑥神祇祭祀尊重伝承 (二十五年)、⑦倭姫命による伊勢 と野見宿禰の相撲伝承 (三年)、③狭穂彦王・狭穂姫の反逆伝承 ①都怒我阿羅斯等の渡来伝承 (二年)、②天日槍の渡来伝承 構成する話数ともかかわる。垂仁紀には誉津別命伝承の他に、 りに人形埴輪を置くようになった由来を説き、 十年)など数多くの伝承がある。中でも⑩の相撲伝承の後を また、ホムチワケ伝承の垂仁記・紀における比重はこれらを ⑨物部十千根による出雲の神宝管掌伝承 (二十六年)、 (七年)、⑤日葉酢媛命立后伝承 (四年)、④当麻蹶速 奈良時代後期に **十**五 代

> 場合、 された要素のようにみえる。ただ、垂仁記の構想と、伝承形成 当然本牟智和気命伝承の比重は紀に比べて重い。しかも、 を中心テーマから外し、 る天武天皇の意図であったのか、記は鳥取部の氏族の起源伝承 ると崇は構想の最初から設定されていたようにみえる。編者た は後次的要素になろうが、記あるいは垂仁記の編纂過程で考え の設置の由来を説く要素に注目してみると、伝承の形成過程で(3) 時の問題は分けて考える必要はある。 にふれないから、当然、 配し、この神を祭り鎮める神祇伝承としても重要な意味をもつ。 容は異なるが、これに対応するかのように大国主神の祟の話を の立后伝承、③多遲摩毛理の常世からの橘将来伝承である。 の他は、①沙本毘古王・沙本比売の反逆伝承、②比婆須比売 を欠くといえる。垂仁記の主要構成話は本牟智和気命養育伝承 紀では誉津別命が白鳥をみて言葉を発したとして完結させ祟 崇神記の大物主神の祟の伝承に比較すると祟の規模・内 起源を語る物語の方法に従って隅に追 記の出雲大神の祟の話は後次的に付加 白鳥にかかわる鳥取部等 記の

いえぬ皇子が白鳥をみてものがいえるようになった話としてお

説かなくても成立していることに注意すると、

伝承自体はもの

いやっているからである。

紀の誉津別命伝承が出雲大神の祟を

ながら、本牟智和気命伝承の記・紀における意味・役割を考えの伝承に出雲大神の社殿修復伝承を加えた意図についても触れ雲大神の崇の要素を加えたとしてよい。本稿では物言えぬ皇子雲大神の崇の要素を加えたとしてよい。本稿では物言えぬ皇子の伝承に、天皇もしくは朝廷が出雲大神祭祀開始の契機として出そらくは鳥取部によって形成され、記がこれを垂仁記に定着す

#### (一) 記の沙本毘古叛逆伝承

てみたい。

① 沙本毘売が垂仁天皇の后となった時、后の兄沙本毘古王はの伝承が重なる部分についてみると、結末部の導き方に違いはの伝承が重なる部分についてみると、結末部の導き方に違いはとの関係をみておきたい。ホムチワケ伝承からみると、前置的との関係をもち、密接な関係にある。沙本毘古王反逆伝承の梗概は性格をもち、密接な関係にある。沙本毘古王反逆伝承の梗概は世格をもち、密接な関係にある。沙本毘古王反逆伝承の梗概は

紐小刀を渡して天皇を殺すよう唆す。

2

天皇の顔に涕を落とす。 寝入った天皇の頸を紐小刀で刺そうとするが哀しくてできず、寝入った天皇の頸を紐小刀で刺そうとするが哀しくてできず、

隠しおおせないと思った后は事情を告げてしまう。錦の小蛇が頸に纏わりつく夢を見たが、何の前兆かと問う。 天皇は目覚め、佐保の方から暴雨が降って来て面を濡らし、

3

きた后が既に妊娠んでいたので急には攻められない。 えて抵抗し、后も宮を出、稲城に入る。天皇は三歳慈しんでえて抵抗し、后も宮を出、稲城に入る。天皇は三歳慈しんで

(5)

養うように求め、次の后には日子坐王の子孫丹波の比婆須比と指示する。天皇の心を読んだ后は細工をして逃げおおす。と指示する。天皇の心を読んだ后は細工をして逃げおおす。に子の名づけ、養育方法、次の后にすべき女性について問う。后は子の名を本牟智和気命とし、乳母をとり、湯坐を定めて后は子の名を本牟智和気命とし、乳母をとり、湯坐を定めて

6

の言葉尻をとらえ、王は「二人で天下を治めよう」と誘い、后に自分と天皇とどちらが愛おしいかと問う。兄と答えた妹

売命を推薦する。天皇がその後沙本毘古を攻めると、后は兄

に殉じて死ぬ

認するためである。 というものである。ここに長々と梗概を示したのは沙本毘古王 の反逆および施策は崇神天皇の施策と深い関係にあることを確

して整備された神祇制度が、

神祇祭祀の中心部分から女性を排 崇神朝の大物主神の祟を契機と

①の沙本毘古王の反逆は、

見せた時期でもあると設定したもので、出雲大神の祟と社殿修 む」といわせている。すでに崇神紀において宮廷で祭られてい 明確で、狭穂彦に「吾鴻祚登らさば、必ず汝と天下に照臨ま を担う反逆と性格づけているといえる。この描き方は紀の方が 代表するのが沙本毘古王とし、姫彦制を復活しようとする意味 揺り戻しとして企られたとする。その新制度に批判的な勢力を 制から男性中心の政治主導型の神祇祭祀制度に移したことへの えるのは、 ようにみると、崇神垂仁記・紀に神祇祭祀関係の記事が多く見 たとする。これらは神祇祭祀制度の改革に対応している。この 仁紀ではこれを受けて天照大御神を倭姫命に付けて伊勢に移し た天照大御神と大倭国魂神を宮中の外に出したとしており、 除し、男性神主中心の制度として整備されたこと、つまり姫彦 両天皇の時代はその整備の時期であると共に揺れを 垂

愛情をもって養育されたとする

この垂仁天皇の描き方は憶良が万葉集巻五、八〇二番歌

きれず兄に従って死なざるを得なくなる。こうして記の皇子本 崇神朝に始められた姫彦制的政治体制の終焉、 もとより狭穂彦王の反逆の失敗も、伊勢神宮の創建とともに、 しびの心とによって、反逆者一般に対する処置と異なり、深い は兄と母との企ての被害者であったが、垂仁天皇の広い心と慈 う重い烙印を背負うことになった。その意味で、本牟智和気命 牟智和気命は誕生の時から兄の反逆に与した后の生んだ子とい さらに反逆者となった沙本毘売命は、天皇の個別的情愛に甘え 動かされ、結局兄の企てを失敗させてしまったとするのである。 をもたなかった沙本毘売命は天皇に対する自らの個人的情愛に 確定したとする伝承でもあった。 築もそうした時代の一事象として位置づけられているといえる。 しかし、そうした明確な認識 新制度の確立が

「子等を思ふ歌一首 過ぎたりといふこと無しとのたまへり。至極の大聖すら尚し 釈迦如来、 羅睺羅の如しとのたまへり。又説きたまはく、愛は子に 金口に正に説きたまはく、等しく衆生を思ふこ 序を并せたり」の序で、

子を愛しぶる心あり。況むや世間の蒼生の、誰かは子を愛し

びずあらめや

二重映しになる。ここには情愛が深く、広い心をもった垂仁天 と、親の子を思う心の深さと釈迦の慈悲とを重ねて述べたのと

須比売命を次の后に迎えるところにはそうした心の広さがみえ 天皇になることを辞して吉野に隠栖した古人大兄の女、倭姫命 る。さらにえば、これは現実にはややずれるかも知れないが、 れて、后の同族の和迩系の流れを汲む日子坐王の裔である比婆 をも包摂していよう。特に⑥の反逆者に与した后の言葉を容 の心の広さは④・⑤・⑥の后に対する執着を支えている情愛 る理念によって形成されているとみてよい。すくなくとも天皇 的愛情に支えられた仁を国民に遍く及ぼすべき存在であるとす これは政治体制の頂点に立つ天皇も我が子に対するごとき個別 皇のイメージを形成しようとするところがあったようにみえる。

子にも愛情を懸ける心の広い天皇として形象されている。記は ともあれ、垂仁天皇は反逆者に与した后、 その后の生んだ皇 であろう。

個人の情が天皇の徳へと昇華されることを描き出そうとするの

3

た天智天皇のイメージを重ねるところがあるようにもみえる。

を后に据え、蘇我山田石川麻呂の女、越智娘や姪娘を妃に据え

2

本牟智和気命は空高く飛び行く白鳥の声を聞いて片言を

いった。

1

せるようになり、成長を遂げたとするのである。 いるといえよう。本牟智和気命はその心に支えられて言葉が話 この二つの伝承によって垂仁天皇の心の広さ深さを描き出して

### (二) 記・紀のホムチワケ伝承

態からの回復を試みる伝承として始まる。記の概要をみると、 く白鳥をみて「あぎとう」たことを契機として、御子のその状 ともに、八拳鬚が生えるまで物言えなかった王がたまたま空行 では五年の狭穂彦叛逆伝承から十五年経た二十三年条に据える。 拳鬚が胸前に伸びるまで物が言えなかった 軽の池に浮かべ、ホムチワケを乗せて遊ばせたが、皇子は八 ホムチワケ伝承は、記では沙本毘古王叛逆伝承に続けて、 天皇は尾張の相津の二俣杉で作った二俣小舟を市師の池や

見せたものの、もの言うようにはならなかった。 て諸国を廻り、 山辺大鶴に白鳥を捉えてくるよう命じる。大鶴は白鳥を追っ 天皇は白鳥をよく見せれば物言うのではないかと期待し、 高志の和那美の水門で捕らえて献る。皇子に

うに修理なされば、御子は言葉を話されよう。」と告げる神④ 天皇が憂えて休んだ夜の夢に、「私の宮を天皇の御舍のよ

があった。占うと出雲大神の御心であると判明した。

- 神参拝に赴かせる。一行は道すがら品遅部を定めながら出雲きたので、弟菟上王も付添いにして、本牟智和気命に出雲大あるか否か繰り返し誓約させて確かめ、効験があると確認で、天皇は付添に曙立王を選び、出雲参拝によって神の效験が
- 大神に参拝する。一行は道すがら品遅部を定めながら出雲

(6)

出雲大神に参拝して帰る途中、

出雲国造の祖岐比佐都美が

になったとし、①②③⑨によって構成される。

- 大庭か」と尋ねた。王達は喜び、檳榔の宮に坐せて天皇に報本牟智和気命は青葉の山をみ、「葦原色許男大神を祀る祝の肥河の河下に仮宮を作り、青葉の山を飾って食事を献った時、
- 身であった。驚いて逃げると、海を光して後を追って来たの⑦ 本牟智和気命は一夜妻に肥長比売を召し、様子を窺うと蛇

告の使いを出す

言えるようになった」と報告したので、天皇は莵上王を返し大和に帰って天皇に「出雲参拝のお蔭で本牟智和気命が物

山の鞍部から船を引き越して逃げる。

て神の宮を修理した。

湯坐、若湯坐を定めた。 天皇は本牟智和気命に因み、鳥取部、鳥甘部、品遅部、大

記の本牟智和気命伝承は、

①の皇子を舟で遊ばせる話と②

- 成されている。これに対し、紀は③の段階で物が言えるようとせ、これを見せる話と、物が言えないのは出雲大神の祟であるとの夢中の託宣があり、祟を解くために出雲に参詣し奉賽さるとの夢中の託宣があり、祟を解くために出雲大神の祟であるとの夢中の託宣があり、祟を解くために出雲大神の祟であるとの夢中の託宣があり、祟を解くために出雲大神の祟であるとう」たので、白鳥を
- フリ」の結果であるが、記はこの効果が無かったとするのに対力を取り戻し、③は意識的な呪術的行為としての「見るタマクリであった。②は無意識のうちに欠けた魂の一部が活タマフリであった。②は無意識のうちに欠けた魂の一部が活このうち②③の本牟智和気命の状態は土橋寛氏の説かれたこのうち②③の本牟智和気命の状態は土橋寛氏の説かれた
- くため、つまり物言えぬのは出雲大神の祟であり、参拝と宮殿とするのは、後段にさらに別の理由とこれを解決する方法を説し、紀は効果があったとする。もちろん、記が効果がなかった

修厳によって物言えるようになったとするための改変であった。

た信仰を背景として物語を展開したのは鳥取部の伝承を重視し会の為に用意した歌(二〇-四四九四)にみえる。紀もこうし会の為に用意した歌(二〇-四四九四)にみえる。紀もこうしの自傷歌(三-四一六)、白馬を見ての效験を詠む家持の白馬節の自傷歌(三-一七〇)や大津皇子呪術的行為は人麻呂の日並皇子挽歌(二-一七〇)や大津皇子

が揺らぎ始めていたことをも反映するのであろう。歌の表現や儀礼はともかく、現実には伝統的呪術に対する信頼揮しなかったとしたのは、伝承の展開に必要であったとしても、

たからであろうが、それにもかかわらず、記がこれは効果を発

いう約束と関係づけて祟の理由が設定されているようにみえる。後にみるように、大国主神の国譲の時の、社殿を立派に造ると態が回復しなかった理由を出雲大神の祟のためとする。これはこのあと④~⑧に、記は白鳥をみせてもやはり物言えぬ状

時の約束は天皇に継承されているはずだとするのが出雲大神のは記のように出雲大社の社殿の維持を約束していない。国譲の二の伝承はともかく、紀第九段本文の国譲の条では、高天原側ると物が言えるようになったとして終わる。紀第九段の一書第

る。

記は后の出産前とし、

問題はない。

しかし、

紀は立后の

せる。何よりも出雲大神の祟の話がない。つまり、白鳥を見せ

これに対して、紀の誉津別命伝承は記と少々異なる展開をみ

て何の義務も負っていないとの判断で紀は出雲大神の祟を設定祟の根拠とすると、紀では記と異なり、天皇は大国主神に対し

その意味で両書の設定は神代と呼応している。

する必要を認めなかったといえる。

係してのものであり、また崇神記の大物主神の崇を意識した設

記における出雲大神の祟の設定が神代における国譲伝承と関

日譚であるが、その関わりはどのようなものであろうか。要としていなかったことになり、この伝承の原形を窺わせる。要としていなかったことになり、この伝承の原形を窺わせる。ところで、本来本牟智和気命伝承自体は、出雲大神の崇の話を必定であるとすると、このことは記・紀の構想の違いとかかわる

年十月のこととする。問題は狭穂姫が稲城に逃げ込む時期であたりも、明確にもっていたとの設定にしている。しかし、紀でを制廃止に抵抗し、維持しようとする意識は、紀の場合、記姫彦制廃止に抵抗し、維持しようとする意識は、紀の場合、記姫彦制廃止に抵抗し、維持しようとする意識は、紀の場合、記姫彦制廃止に抵抗し、維持しようとする意識は、紀の場合、記が本毘古王の叛逆伝承は沙本毘売への、天皇殺害の唆しから沙本毘古王の叛逆伝承は沙本毘売への、天皇殺害の唆しから

身体的な問題があったのかどうかには触れない。

かになった五年十月条に、別命の誕生にふれる。そうして沙本毘古王の反逆の意思が明らあった垂仁二年条に、系譜にともなう記述とみるべきか、誉津

王を亡ひてば、何の面目以りてか、天下に莅まむ一といひて是に、皇后悲びて曰はく、「吾、皇后なりと雖も、既に兄

則ち王子誉津別命を抱きて、兄の王の稲城に入りましぬ。王を亡ひてば、何の面目以りてか、天下に莅まむ」といひて、

二十三年条の天皇の言葉、

とあるように、皇子はこの時以前に誕生しており、その時期は

泣きつること児の如し。常に言はざること、何由ぞ。因りて誉津別王は、是、生年既に三十、八掬髯鬚むすまでに、猶

に照らして計算すると、即位より六、七年前のことである。有司せて議れ。

垂

出でたまへり。」という、皇子を城の外に出す話についてもいろう。これはまた、「皇后、皇子を懐抱して、城の上を踰えてこととして「王子誉津別命を抱きて」という表現には無理があ仁天皇五年には十二歳になっていたことになる。当然、五年の

になって、抱いて出たという。皇子に物言えないこと以外にもた時には応じないで、将軍八綱田が稲城に火を放って焚いた時える。后は天皇の「急に皇后と皇子とを出でませ」と呼びかけ

な行為であった。しかし、個人の情の深さも反逆者とこれに組めではなく、危険にさらした皇子を救うための、一時的駆引的からであり、皇子を抱いて城を出たのも自らの命を長らえるたが皇子を抱いて稲城に入ったのは兄狭穂彦を救いたいとの思い

何ぞ面ら縛るること得む。自経きて死らくのみ。唯し妾死る今免さるること得ずは、乃ち知りぬ、妾が罪有ることを。

する者には及ばない。それゆえ后は

記と同じく兄に殉じたとする。とその不成功を嘆き、紀も焼ける城の中で兄と共に死んだとし

と雖も、敢へて天皇の恩をのみ忘れじ。

紀は天皇が誉津別命を受け取る場面に触れないが、天皇の元に届けられ助かったことは後の展開で知られる。ただ先にみた二十三年条の勅に「生年三十」とした時間には伝承展開上の無理が生じていた。誉津別命は天皇のもとに引き取られ、その後十八年間養育され、三十にしてなお物言えなかったとしていた。では十二歳以前はどうであったのか、すでに物言えなかったとしていた。どうかについても触れない。この事件後に物言えなくなったとどうかについても触れない。この事件後に物言えなくなったとどうかについても触れない。この事件後に物言えなくなったといっている。

るが、紀は一切触れない。 の心理的な葛藤があって物がいえなくなったのかとも想像され

び物にさせたからであった。すなわち、紀は記③の最後の時 点を「垂仁天皇二十三年十一月乙未」のこととし、 鳥をみて「これは何物だ」と尋ねたことを契機とし、湯河板挙 に追わせ、出雲で捕らえてきて献った白鳥を、天皇が皇子の弄 誉津別命が物言えるようになったのは、 記と異なり、 偶然白

ŋ

言に対応した処置を説きえればよかったのである

湯河板挙、鵠を献る。誉津別命、是の鵠を弄びて、遂に言

語ふこと得つ。

と結ぶ。さらにこれを記⑨に相当する部分に繋ぎ 是に由りて、 敦く湯河板挙に賞す。 則ち姓を賜ひて鳥取造

と曰ふ。因りて亦鳥取部・鳥養部・誉津部を定む。

原伝承は、紀のごときものであり、それは鳥取部鳥甘部の形成 していた部起源伝承をほぼ利用したとみてよい。 として終え、出雲大神の祟を原因とすることはなかった。 このことを確認すれば、本牟智和気命が物言えるようになる

神に参詣させる」という二つの話素との不可分の決定的な結び 承であったとしても、「白鳥を捕らえさせて見せる」、「出雲大 本牟智和気命伝承を皇子の養育部民としての品遅部設定の伝

> るけれども、 は「品遅部」 つきはない。記では出雲大神参拝の途中で品遅部を定めたとす 大湯坐・若湯坐を定めて養育なさってください」という遺 の言葉はないが、后が亡くなるときの「御母を取 品遅部と地域との必然的関係は示されない。これ

部が部の起源をもともと垂仁朝に設定しており、天武天皇はこ も氏族伝承とみると、後次的なものであったことになる。 であることも、 を捕らえるよう命じられ、追跡して捕らえ、献って見せると、 えるようになった話素は必須である。他方、出雲参詣の話素は ある。とすれば、この本牟智和気命と鳥取部の起源伝承の結合 ただ天皇の慈しむ皇子が物言えないことが条件であったはずで たとみてよい。もとより、この場合、皇子の名は本牟智和気命 いうのが、鳥取部・鳥甘部の形成した部の起源伝承の姿であっ 皇子は物がいえるようになり、褒賞によって部が定められたと 白鳥を見てあぎとい、それを契機に鳥取部・鳥甘部の祖がこれ 必ずしも必要としない。すると、物言えぬ皇子本牟智和気命が ると、白鳥を捕らえ、これをみせると、物言えぬ皇子がものい しかしながら、これを鳥取部鳥甘部設定の伝承であったとみ(6) 母が反逆者である沙本毘売である必要もなく、 鳥取

武天皇によって編まれたもので、天皇の意向をフィルターとし が直接的に反映されているかのような議論もあったが、記は天 記・紀が氏族伝承によって構成され、そこに氏族の消長や意向 承を据えたのかというと決してそうでもあるまい。かつて、 0 て濾過された伝承が、その構想に従って配されているとみなけ `鳥取部等の起源伝承を伝えるために垂仁記に本牟智和気命伝

皇像の形象に利用する価値があると判断したからであろう。 そうしたことを窺わせる一つの要素として、物言えぬ皇子へ 天武天皇が鳥取部等の伝承を取り上げたのは、これが垂仁天

ればならない。

ができないとされる子は他にもみえる。記・紀第五段一書第六 の三貴子分治条にみえる須佐之男命と出雲国風土記仁多郡三沢

のように、古代伝承の世界には、生まれたときから通常の物言 の天皇の愛情が基底に据えられて伝承は成りたっている。

周知

に乘せて、八十嶋を率て巡りてうらがし給へども、猶哭き止み 辞通はざりき。」(風)とする。 段一書第六)、「御須髪八握に生ふるまで、夜昼哭きまして、 郷にみえる阿遅須枳高日子命である。彼らは「八拳須心前に至 るまで、啼きいさちき。」(記)、「八握鬚髯生ひたり。」(紀第五 さらに、「御祖の命、 御子を船 み

> とし、前者と共通する。これらの表現の共通性はよく知られて と願った夜の夢で、御子がものいうと見、 に三十、八掬髯鬚むすまでに、猶泣きいさつること児の如し。」 はず」とするが、泣いていたとはしない。 たとする。記の本牟智和気命は「八拳鬚心前に至るまで真事と まさざりき。」(風)とし、 御子の泣き止まない理 一方、 次の日物を言い始め 紀は「生年既 由を知りたい

**祟とする。須佐之男命伝承では物言えるようにしようとする親** 因を語らず、神代記・紀は妣のへの思慕、 いるが、その原因はそれぞれ異なる。垂仁紀と出雲風土記は原 垂仁記は出雲大神の

風土記はその中間になる。 と須佐之男命の伝承の表現の大きく異なるところである。 したとする。この点が、垂仁記の本牟智和気命にかかわる表現 雲大神の祟であると示し、物言えぬ状態を直すことに意を尽く 知ったとき、すぐさま自分のもとから追放している。これに対 男命の泣く理由が妣を慕い、 の慈しびもそのための手立も説かれない。伊耶那岐命は須佐之 垂仁記・紀とくに前者は本牟智和気命の物言わぬ理由を出 記は垂仁天皇の人柄を浮かび上がら 妣国にいくのが叶わないためだと

せようとしているのである このようにみてくると、これは垂仁天皇の人間像を慈愛にみ

された部分とみることもできる。ちたのに形象するために天武天皇の意向に沿って新たに設定

なえた天皇として描こうとしていたとはいえないことも確かで たない記は紀ほど明確に伊久米伊理毘古伊佐知命を仁の徳をそ り上げなかった理由は不明ながら、少なくとも、その最も重要 注目してよい。もちろん活目入彦五十狭茅天皇への「垂仁」の 化して描こうとする意図もあったといえる。諡垂仁天皇の あった。この伝承には、また先に触れたような垂仁天皇を理想 牟智和気命伝承には記全体の構想のなかで設定されたところも とするところにも、 な埴輪起源伝承を取り上げていない。その意味で埴輪伝承をも る殉死の風の停止した伝承が注目されたからであろう。記が取 諡に儒教的徳目の「仁」が入れられたのは、紀の埴輪作成によ 「仁」については仁徳天皇ほど注目されることはないけれども、 合っているところ、さらには本牟智和気命の母が兄沙本毘古王 なく、出雲大神の願いは国譲神話での大国主神の言葉と響き に対応させて、その本体とされる大国主神の祟を説いただけで ゚姫彦制の回復を目指して企てた反逆事件に荷担し亡くなった 先に触れたようにこれは崇神記にみえた大物主神の祟の伝承 崇神記からの流れが認められるように、本

> ある。埴輪起源伝承をもつ紀においても謀反人である狭穂姫皇 后を許そうとし、その産んだ子を心を砕いて養育し、またその 遺言によって氷羽州比売命を后にした心の広さと愛情の深さも 描いており、これも評価されたとみてよい。記はこれらもとり あげ、本年智和気命養育伝承では白鳥を捕らえさせてみせただ けでなく、出雲大神の祟を和めるために参拝させたりして、そ の物言えぬ状態を回復させるべく紀よりも心を尽くしたと描い ており、これによって垂仁天皇像を慈しみに満ちた天皇として でおり、これによって垂仁天皇像を慈しみに満ちた天皇として 形象しようとしたといえる。もとより、「垂仁」の諡は奈良時 代後期のもので、記・紀の編者の預かり知らぬことであったし 紀の記述に基づいたものであったから、すぐさま記にかかわら せることに慎重であるべきである。しかし、紀に先立ち、記に せることに慎重であるべきである。しかし、紀に先立ち、記に おいても沙本毘売や本牟智和気命への対応を通して垂仁天皇の

命によって神夜良比された。しかし垂仁天皇は、統治能力とは妣国を思って泣きいさち、妣国を慕った須佐之男命は伊耶那岐す能力を欠くことになり、政治的統治体制の中からは外される。とは先にみたが、物言えぬことは、当然統治者として重要な話とは先にみたが、物言えぬことは、当然統治者として重要な話

仁の徳を説こうとしているといえる。

態の解消に心を尽したとしたのである。無関係に本牟智和気命に愛情をかけて養育し、その物言えぬ状

かろう。この皇子は少年のまま若くして亡くなるが、皇子の誕れるう。このことは、この本牟智和気命伝承とかかわるとみてよいう。このことは、この本牟智和気命伝承とかかわるとみてよいう。このことは、この本牟智天皇の皇子建王、天武にとっては甥、天皇は、孫すなわち天智天皇の皇子建王、天武にとっては甥、このように見てくるとき、思い合わされるのは紀に今一人みこのように見てくるとき、思い合わされるのは紀に今一人み

其の三を建皇子と曰す。唖にして語とふこと能はず。はく、美濃津子娘といふ。〉。一の男、二の女を生めり。其の一はく、美濃津子娘といふ。〉。一の男、二の女を生めり。其の一はく、美濃津子娘といふ。〉。一の男、二の女を生めり。其の一

天皇、本より皇孫の有順なるを以て、器重めたまふ。故、に八歳で亡くなっているが、このとき斉明天皇は、天皇が建王を慈しんだことを記す。皇子は斉明天皇の四年五月

と天智紀の后妃皇子の記事に記す。

紀はこれより先、斉明紀に(天智天皇七年二月戊寅条)

詔して曰はく、「万歳千秋の後に、要ず朕が陵に合せ葬れ。」不忍哀したまひ、傷み働ひたまふこと極めて甚なり。群臣に

今城なる 小丘が上に 雲だにも 著くし立たば 何か歎

とのたまふ。

**廼ち作歌して曰はく、** 

はなくに 其二つ。 若草の 若くありきと 吾が思射ゆ鹿猪を 認ぐ川上の 若草の 若くありきと 吾が思

飛鳥川 漲ひつつ 行く水の 間も無くも 思ほゆるかも

其三つ。

天皇、時時に唱ひたまひて悲哭す。

(斉明紀四年五月条)

泣びたま」い、やはり三首の歌を詠んで、秦大蔵造万里に詔しの牟婁湯行幸のときも、「天皇、皇孫建王を憶でて、愴爾み悲とを悲しみ、大切にされていたというのである。その後、十月と記す。建皇子の性格がよかったにもかかわらず、物言えぬこ

王の妹持統天皇はもとより、叔父の天武天皇も祖母あるいは母父、従兄弟の間においても命懸けの政争もあったこの時代、建との関わりを重視されたが、そのことも含めて、兄弟、甥と叔いう。吉井氏はホムチワケの伝承の形成とこの秦大蔵造への勅て、「斯の歌を伝へて、世に忘らしむること勿れ。」と命じたとて、「斯の歌を伝へて、世に忘らしむること勿れ。」と命じたと

でではたところがあったということである。 を受けていたとみることもできよう。本年智和気命伝承の説く を汲みつつ、物言えぬ子への深い愛情と無縁であったとは思われない。 を汲みつつ、物言えぬ子への深い愛情と無縁であったとは思われない。 を汲みつつ、物言えぬ子への窓しみの心に満ちた垂仁天皇の人 を汲みつつ、物言えぬ子への窓しみの心に満ちた垂仁天皇の人 を汲みつつ、物言えぬ子への窓しみの心に満ちた垂仁天皇の人 を汲みつつ、物言えぬ子への窓しみの心に満ちた垂仁天皇の人

ぎにこのことについてもみておこう。 雲国造に命じて出雲の神の宮を修厳させていることである。つこのようにいうとき、今ひとつ気になるのは、斉明天皇が出

に、云々

#### (三) 出雲大神の祭祀

大穴牟遅神は日本各地で、温泉を出すなどの営みを通じて国を政治的な世界として統合し、統治した上で、高天原の神の国を政治的な世界として統合し、統治した上で、高天原の神の記・紀のなかでは政治的存在としての大国主神とされ、葦原中記・紀のなかでは政治的存在としての大国主神とされ、葦原中記・紀のなかでは政治の本格地で、温泉を出すなどの営みを通じて国の条件が、

る天の御巣の如くして、底津石根に宮柱ふとしり、高天の原唯僕が住所をば、天つ神の御子の天津日継知らしめすとだ

に氷木たかしりて治め賜はば

のその様子を目にしていたことを思うとき、より直接的な感化

僕は百足らず八十垧手に隠りて侍ひなむ。というものであった。そうしてこれが、かなえられれば、

水戸神の孫、櫛八玉神、膳夫と為りて、天の御饗を献りし時如此白して、出雲国の多芸志の小浜に、天の御舍を造りて、といったとする。さらに、この続きには、

なかったといえないわけではないが、垂仁天皇の時代まで大国とある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この「天の御舎」は杵築大社と解されてきたが、これとある。この約束も果たされるかったといえないわけではないが、垂仁天皇の時代まで大国なかったといえないわけではないが、垂仁天皇の時代まで大国

るのが穏当である。 (21) 主神の不満が示されなかったからには、約束は果たされたとみ

本年智和気命伝承では、出雲大神が垂仁天皇に向けて、「我が宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、御子必ず真事とはが宮を大きの神谷の本籍を入れる。

満がその構成員の一部に顕れる場合などがある

紀によれば、出雲大社の場合、垂仁紀六十年条に記すように

。。では、出雲大神の不満はどのようなもので、なぜたまったのでは、出雲大神の不満はどのようなもので、なぜたまったの

皇子に物言えぬ祟を及ぼしたのである。祟の顕れ方はさまざま神の神殿修築を含む祭祀を怠ったことへの不満があり、天皇のいっていることからすると、出雲大神の祟は歴代天皇が出雲大に向けて、「我が宮を天皇の御舍の如、修理りたまはば、」と本牟智和気命伝承では、先にみたように出雲大神は垂仁天皇

主神の祟としての災いが国民に及んだように、集団の長への不不満が集団の構成員全体への災いとして顕れる場合、逆に、空不満が集団の構成員全体への災いとして顕れる場合、逆に、空海和天皇が病に罹った(『類聚国史』帝王一四天皇不予)よっに、集団の構成員への不満が集団の長への災いとなって顕れる場合、崇神天皇の祭祀に不十分なところがあったために大物る場合、崇神天皇の祭祀に不十分なところがあったために大物る場合、崇神天皇の祭祀に不十分なところがあったために大するで、崇神記の大物主神の祟のように、集団の長への不

と朝廷の関係は意思疎通が不十分であり、大和朝廷すなわち天ていたという。ただ、垂仁紀六十年条が明かすように、出雲臣祭祀は高天原系の天菩比神を祖神とする出雲臣によってなされ

のである。出雲臣を介さず、本牟智和気命に祟ってそれを知らせたという出雲臣を介さず、本牟智和気命に祟ってそれを知らせたというのである。

皇統治の体制の中に位置づけての、

宮の維持を含む祭祀は未整

和気命伝承であり、紀では崇神紀の出雲の神宝を献らせる話の宮として初めてみえるのは、記ではここに扱っている本牟智国譲の時以後、人皇代に入って、大国主神の社殿が出雲大神

武夷鳥命の持ち下った出雲の神宝は大国主神とは直接は関わら (六十年)、さらには斉明天皇の神宮修厳記事 (五年) になる。

に直結している。すなわち、斉明紀五年是歳条には 神宝を朝廷が管理する話(二十六年)、景行記の出雲建征伐の が召しても不満とはしなかったようである。垂仁紀の出雲国の であったから、 ず、祭祀する出雲国造が、「出雲大神の宮に蔵」めていたもの 伝承には出雲大神の宮はみえない。ただ斉明紀は出雲大神の宮 神の宮にありながらも、 大国主神はそれを天皇

従いえない

しむ。 **瑘といふ。〉。天子の崩りまさむ兆なり。** 狐、 死人の手臂を言屋社に噛ひ置けり〈言屋、此をば伊浮 出雲国造〈名を闕せり。〉に命せて、神の宮を修厳は 於友郡の役丁の執れる葛の末を噛ひ断ちて去ぬ。

昭和四〇年七月) とある。これについては『日本古典文学大系日本書紀』(下 の頭注が

物言えぬ子であったことと関係があるかも知れない。 記・垂仁紀にみえる物言えぬ皇子と出雲との関係や出雲風土 熊野の熊野坐神社) に於友郡があるので意字郡の熊野大社 旧説では出雲郡の杵築大社 のこと。 なお神之宮の修造は皇孫建王が (出雲大社) としたが、すぐ次 (島根県八東郡八雲村 垂仁

記仁多郡三沢郷の説話が参考になる。

意宇郡に関する伝承が後に続くというのは根拠としては弱く、 前半では神之宮を熊野大社とする。これには検討の要がある。 と指摘している。これは前半を除けば、聞くべき意見である。

この枠から外れると考えるのが穏当である。念のために 築・出雲熊野神社はともに神宮とされることはない。『出雲国 式』をみると、鹿島・香取・気比・八幡も神宮とされるが、杵 宮」もしくは「神の宮」を用いる神社は紀と同じく、 上神宮、 宮」を用いる神社についてみると、ここ以外では伊勢神宮、 これを確かめるために、まず、 (杵築)、石上の三社である。とすれば、出雲の熊野神社は 出雲大社の三社に限られる。また、『古事記』も、 紀が「神宮」もしくは 伊勢、 神の 神 出

雲

ŋ 造らむ』とのりたまひき。」とある一例だけで、「天の下造らし は国稚く美好しかり。 郡の恵曇の郷の条に、「須作能乎命の御子、磐坂日子命 風土記』で天皇の宮を除き、神社を宮と呼ぶ例をみると、 行でましし時、 此処に至りまして、詔りたまひしく、 国形、 画鞆の如きかも。 吾が宮は是処に 秋鹿 国巡

し大神」の神社しか宮(楯縫郡、

出雲郡杵築郷、

神門郡吉栗

ことはなかったとみられる。山)としていない。出雲においても熊野神社について宮という

みられる。 特定する。「止屋」は現在出雲市内の塩冶 雲建を討つ場面に対応するが、紀はその場所を「止屋の淵」 皇に神宝を献る。その後で帰ってきた兄出雲振根は事情を知っ 問題はない。しかし、これにももうすこし検討が必要である。 熊野神社も「神の宮」と呼ばれていたことになり、 宇郡の熊野神社とみるのである。こう解すれば、 条の記述は、出雲臣の祖、武夷鳥命が天から持ってきた神宝を 学大系『日本書紀』頭注は熊野大社と解する。崇神天皇六○年 神紀六○年七月条の「出雲大神の宮」についても、日本古典文 は止屋)とみてよい。 て怒り、弟を騙し討ちにする。この場面は景行記の倭建命が出 ていた出雲振根は留守であった。そこで弟飯入根命が独断で天 なぜなら、天皇が神宝をみたいと要求したとき、神宝を主どっ 「出雲大神の宮」に蔵めたとする。これを出雲臣の本貫たる意 西部の神門郡の斐伊川に誘ったとするのは出雲振根、飯入 このように出雲振根が東部の意宇郡の意宇川ではな 出雲大社を「神の宮」とする例としてあげた、 斐伊川あるいはその分流の淵であったと (神門郡塩冶郷・元 確かに出雲の 先の主張に \_ と 崇

なく、 神賀詞」〉には触れない。このように出雲の熊野大神は記 る。 社であったことは「出雲国造神賀詞」によっても知られる。し する杵築神社の蔵に収めていたとみるべきであろう。出雲臣の 根の二人は意字郡ではなく出雲郡もしくは神門郡に居住して、 の宮とされる神社は杵築大社と判断してよい。 も視野に入れて斉明紀を読むと、 大和朝廷の関心の対象である「出雲大神の宮」も熊野神社では の出雲神話には登場しないことにも留意が必要である。つまり 神とされ、須佐之男命とも重ねられる櫛御食野神 を展開したところにも、 たわけでない。 かし出雲神話を形成した大和朝廷にとっても同様に重要であっ 本貫の地、意字郡の神社としての熊野神社は出雲では重要な神 とって重要な神社ではあったとしても、 前提としていよう。熊野神社は意宇郡を本貫とする出雲臣に 出雲大神の祭祀に奉仕しており神宝はここにあったとの設定を 記・紀は大国主神に多く触れるのに、 杵築神社であったとみるのが穏当である。こうしたこと 出雲臣と異なる立場で、 出雲臣と大和朝廷の立場の違いは窺え 出雲国造が関わり、出雲大神 記が神賀詞の国譲神話 神宝は自分たちの常在 明確に熊野大社の 出雲国造は意字 「出雲国造

郡を本貫とするがゆえに、出雲大社の修築に意宇郡からも役民

社であるとみてよい。 解すべきであろう。この出雲大神の宮は用例からしても杵築大 あって、妖言に類する伝承が形成され、 社ではなく、西部の杵築神社の修厳に徴用されたことに不満が を徴用したとしても何ら不思議はない。その意字郡では郡内の た出雲大神の宮の修厳は出雲大社の修築であったとせねばなる したがって、斉明天皇の出雲国造を介し 斉明紀に収められたと

国

まい。

神・

建甕槌神を介して

原に氷木たかしりて治め賜はば」という条件が建御雷神に服従 言葉にみえた「僕が住所をば、 語っていた。これは先に触れたように、国譲神話の大国主神の は存在したことを前提にする。垂仁記も同じく社殿の修復を したとき果たされていたことと関わっていよう。この設定と関 めすとだる天の御巣如して、底津石根に宮柱ふとしり、 もとより修厳の表現が用いられるのはすでに出雲大社の社殿 天つ神の御子の天津日継知らし 高天の

には東大寺より高い社殿があったと考えられている。しかし、 と東大寺よりも大きいとされていたことがみえ、九七〇年時点 (源為憲 天禄元年〈九七〇〉年十二月)に「雲太和二京三」 係なく、垂仁記の出雲大神の要求はでてこないであろう。

その社殿が如何なるものであったのか。平安時代の『口

遊

社の社殿について言及する。すなわち

殿と同じ程度のものであったということになる。 には触れないが、神代紀一書第二のみ、 の第九段本文、および一書第一の場合は大国主神の社殿の要求 た。これによれば、 しめすとだる天の御巣如して」であり、記の出雲大神の要求も 「我が宮を天皇の御舍の如修理りたまはば、」というものであっ [譲の時の言葉によるかぎり、「天つ神の御子の天津日継知ら 出雲大神の社殿は上代においては天皇の御 高皇産霊尊が経津主 『日本書紀』

作る側の答えにはふれないが、『出雲国風土記』 といった約束をしている。これが実行されたというのであろう。 伝承として、紀第九段一書第二の記述とやや異なるが、杵築大 尋の栲縄を以て、結ひて百八十紐にせむ。其の宮を造る制は 柱は高く大し。板は広く厚くせむ。 汝が住むべき天日隅宮は、今供造りまつらむこと、 は楯縫の起源 即ち千

結び、 らしし大神の宮を造り奉れ」と詔りたまひて、御子、天の御 る天の日栖の宮の縦横の御量は、 楯縫と号くる所以は、 八十結び結び下げて、 神魂命、 此の天の御量持ちて、天の下造 千尋の栲縄持ちて、 韶りたまひしく、「五十足 百結び

### 鳥命を楯部と為て天下し給ひ、云々

(『出雲国風土記』楯縫郡条)

とはいうが、ともに材を縄で結ぶ工法を用いたことを語る。こという。神殿の建築にあたって、後者は「天の御量」を用いた

うした神祭の建物を縄ですべて結んで建てる工法を用いるもの

ともあれ、

出雲大社の社殿の建立に大和朝廷が現実にかか

を用いた金輪の造営のような工法が可能になった時点以後であ を建てることは無理で、出雲大社が社殿の高さを誇るように としても、あるいは竹の箍を用いたとみても、あまり高い建物 出雲大神の社殿も後に金輪を用いるようになって巨大化したに 祭祀に用いる社殿の建築法である。これは十一世紀に始まると で行われている頭屋の庭に社殿を建てて穀霊としての餅を祭る として注意されるのは、静岡県牧之原市の一幡神社の氏子の間 な巨木の立柱を視野に入れれば不可能といえないかも知れない ると考えるのが常識的であろう。もちろん三内丸山遺跡のよう なったのは、 は多少「ほぞ」を掘ったり、 しても、古くは栲縄を用い、 綱で結んで建てている。こうしたものを視野にいれてみると、 伝え、高床式ではなく小さな小屋状の社殿ではあるが、すべて 渡来の宮殿建築や寺院建築の工法を学び、 高さをずらして木を組み合わせた 百八十結びで建てていた、あるい 鉄の箍

> る。 のであて、これらは諏訪の御柱のような依代とみるべきであろう。神代紀一書第二や『出雲国風土記』楯縫の起源伝承は、古来の宮が、これらは諏訪の御柱のような依代とみるべきであろう。神

に至って「葦原色許男大神を以ち伊都玖祝」である「出雲国造 る。 歴史的事実ではなく、 の子神、 孫による葦原中国の統治に大国主神は関与しないことを意味す **垧手に隠りて侍らむ」と誓った。** 天孫に譲り、立派な神殿の提供と引き替えに、「百足らず八十 あったが、天孫降臨に際して天照大御神の意向に沿ってこれを 想された伝承に他なるまい。大国主神は葦原中国の支配者で 記においてはこれを国譲の約束と繋げていたとすると、それは 初かもしれない。垂仁紀の出雲大神の祟の問題を考えるとき、 かと推測した斉明天皇の五年の出雲大社の修厳を行ったのが最 えぬ建皇子が八歳で亡くなったことと関連しているのではない わったのは、『古典文学大系日本書紀』 記は国譲および天孫降臨の際に大国主神の祭祀を天菩比神 その子孫出雲臣にゆだねたことに触れないが、 国譲神話と神祇制度を整備した時代に構 神殿を造ってもらえれば、天 の頭注が、 前年に物言

あったとしても、記は葦原色許男を大国主神の亦の名とするから、古くから大国主神の祭祀は出雲臣によって維持されてきたら、古くから大国主神の祭祀は出雲臣によって維持されてきたら、古くから大国主神の祭祀は出雲臣によって維持されてきたら、古くから大国主神の祭祀は出雲臣によって維持されてきたら、古くから大国主神のがある。それが本牟智和気命伝承で皇に要求してきたとするのである。それが本牟智和気命伝承であった。

年に至るまで復奏さざりき

天菩比神を遣はしつれば、乃ち大国主神に媚び付きて、三

の祖、

名は岐比佐都美」がいたとする。本来大国主神も別神で

は、大国主神のもとに国譲の交渉に出かけたものの、両者は同一神とみなされる。その親、天菩比神は記の国譲条で記が異なるが、夷鳥は後に触れる「出雲国造神賀詞」にもみえ、

報聞さず。 (紀第九段本文) 報聞さず。 (紀第九段本文) おいて其の子大背飯三熊之大人〈大人、此をば于志と云ふ。〉、 のりて其の子大背飯三熊之大人〈大人、此をば于志と云ふ。〉、 かの名は武三熊之大人を遣す。此亦還其の父に順りて、遂に亦の名は武三熊之大人を遣す。此亦還其の父に順りて、遂に知る。然れども此の神、大

国譲ののち、天菩比神の子孫出雲臣はその祭祀にしたがったと日照命もこのとき葦原中国に降ったのであろうか。すくなくともこの使、天菩比神は、「出雲国造神賀詞」を除くと、天照大もこの使、天菩比神は、「出雲国造神賀詞」を除くと、天照大は戻らなかったとする。その後、建御雷神等の国譲交渉によって大国主神は八十垧手に隠ったとする伝承はない。したがって出雲臣の大国主神祭祀にどう移るのか問題もある。しかし、四議ののち、天菩比神の子孫出雲臣はその祭祀にしたがったとされる。ここでは記・紀ともに武日照命には触れないが、武とされる。ここでは記・紀ともに武日照命には触れないが、武とされる。ここでは記・紀ともに武日照命には触れないが、武とされる。ここでは記・紀ともに武日照命には触れないが、武とされる。ここでは記・紀ともに武日照命には触れないが、武とされる。ここでは記・ないのである。

では本牟智和気命伝承で宮の修理の願いから崇ったという。こはいえ、大国主神は出雲振根に同調して祟ったとはしない。記はいえ、大国主神は出雲振根に同調して祟ったとはしない。記はいえ、大国主神は出雲振根に引きした神宝は武夷鳥命の持ちするのである。崇神紀にみえる出雲振根は天皇の意向に従わなするのである。崇神紀にみえる出雲振根は天皇の意向に従わな

のように記・紀の説くところは異なるが、

相補うところもある。

垂仁記は本牟智和気命が物言えることを切に望んだ天皇が、

きことを履行する態度の表れといえる。せたとする。これは本牟智和気命への配慮と天皇としてなすべなったので、菟上王を遣わして神の要求に応えて神の宮を造ら皇子を出雲大神に参拝させると、願いは叶って物言えるように

と大国主神との次のやりとりである。

この天皇による出雲大神の祭祀については、神代における天

は祟によって社殿の修厳を要求している。これもまた祭ることにほかならない。しかるに、崇神記では出雲大神は今度していた。神のために社殿を造ることはここを神の棲とし、祭り返しみてきたように、国譲の時神と地祇との関係からみると、逆転した関係になっていると解神と地祇との関係からみると、逆転した関係になっていると解

の要求である。それは国譲のとき、「百足らず八十垧手に隠」

その意味で注意されるのは、大物主神出現の時の、寄り来た神れ、子神たちは八重事代主神のもとにあって約束に違うことは、保証されればもとの状態に戻すという意味であるから、これらはパラレルな関係にあるとみなすことができ、かならずしも関はパラレルな関係にあるとみなすことができ、かならずしも関はパラレルな関係にあるとみなすことができ、かならずしも関係が逆転したとはいえない。つまり、大国主神を祭ることは、不神であれ、その子孫の天皇であれ、神々が荒び、葦原中国の天神であれ、その子孫の天皇であれ、神々が荒び、葦原中国の天神であれ、その子孫の天皇であれ、神々が荒び、葦原中国の天神である。

に伊都岐奉れ。」と答へ言りたまひき。
「伊都岐奉れ。」と答へ言りたまひき。爾に大国主神曰ししく、「然らば治め奉る状は奈たまひき。爾に大国主神曰ししく、「然らば治め奉る状は奈共与に相作り成さむ。若し然らずば国成り難けむ。」とのり共の神の言りたまひしく、「能く我が前を治めば、吾能く

が「神の望みを叶えて祭ること」と同義に用いられているので「治」は神に荒びず安定した状態を保たせる意味もあり、それ「治」は祭ると同義であろうが、「治天下」とも用いられるここで注意されるのは「治」と「伊都岐奉」の関係である。

れた例をみると、

7

6

子孫なり。 (神生)り。故、阿曇連等は、其の綿津見神の子、宇都志日金拆命のり。故、阿曇連等は、其の綿津見神の子、宇都志日金拆命の② 此の三柱の綿津見神は、阿曇連等の祖神と以ち伊都久神な

(天孫降臨)

8

和の大神の前を拝き祭りたまひき。

(崇神記

大神を以ち伊都玖祝の大廷か。」と問ひ賜ひき。 (垂仁記)と見えて山に非ず。若し出雲の石垧の曽宮に坐す葦原色許男と見えて山に非ず。若し出雲の石垧の曽宮に坐す葦原色許男は、山川の御子詔言りして、「是の河下に青葉の山の如きは、山(開化記日子坐王の系譜)

(5)

4

又近淡海の御上の祝が以ち伊都玖、

天之御影神の女

妹豊鉏比売命は、伊勢の大神の宮を拝き祭りたまひき。 く竈神ぞ。 (大年神の系譜) く竈神ぞ。 (大年神の系譜)

即ち意富多多泥古命を以ちて神主と為て、御諸山に意富美即ち意富多多泥古命を以ちて神主と為て、御諸山に意富美田の「崇神記」

神は基本的には彼等の祭祀を朝廷の祭祀体制の中に組み込んでかであるが、それはきちんと示されていない。氏族の祭祀するといったものがみえる。問題は天皇がこれらに如何にかかわる⑨ 次に佐佐宜王は、伊勢神宮を拝きたまひき。 (継体記)

本牟智和気命伝承の意味

には神位(神階)制度や神名帳にみえる名神大社・大社・小社と仕者として直接祭祀することではなく、先にみたように、神が荒びないように治めることであった。大物主神の祟の伝承でが荒びないように治めることであった。大物主神の祟の伝承でらせ、これを契機として「天神地祇の社を定め」たとあるが、らせ、これを契機として「天神地祇の社を定め」たとあるが、らせ、これを契機として「天神地祇の社を定め」たとあるが、らせ、これは不見が神をとれる記知する方法がとられたことを語る。それは天皇が神を

その意味では、大国主神の祭祀についてみえる「出雲国造神れから外れるものではなかったとみられる。

の体制の中に組み込まれていくのであって、記の語る方向もこ

かかわる面もみえないわけではない。神々は天皇を守護する神などの格付けが生み出されてくるが、ここには祭祀者の身分と

賀詞」の次の一節、

たといってよい

事避さしめき。すなはち大なもちの命の申したまはく、『皇国体見に遣はしし時に、(中略) 己命の児天の夷鳥命にふつ国体見に遣はしし時に、(中略) 己命の児天の夷鳥命にふつ国体見に遣はしし時に、出雲臣等が遠つ神天のほひの命を、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島国の現でのでいません。

に大国主神は、自分の和魂、また児神三神を飛鳥周辺の神奈備 も荒びさせることなく、 発想も天皇が神を祭る発想と向かい合うもので、地祇系の神々 に鎮めて「皇孫の命の近き守神」としたという。ここにみえる めて」、「大八島国の現つ事・顕し事事避さ」せたとする。さら も注意される。ここにおいては天菩比神は大国主神を「媚び鎮 に静まりましき。 坐せて、皇孫の命の近き守神と貢り置きて、八百丹杵築の宮 魂をうなてに坐せ、 ねの命の御魂を、葛木の鴨の神なびに坐せ、事代主の命の御 稱へて、大御和の神なびに坐せ、己命の御子あぢすき高ひこ 八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主くしみかたまの命と名を 御孫の命の靜まりまさむ大倭の国』と申して、 かやなるみの命の御魂を飛鳥の神なびに 天皇の守護神として治めることであっ (『延喜式』巻九) 己命の和魂を

というものであった。天皇は皇子の物言えぬ状態が解消したこ片鱗をみせた。それは、社殿を天皇の御舎と同じにしてほしいのであるが、この垂仁記において本牟智和気命に祟って荒びののであるが、このまうに、地祇の代表としての大国主神は、国譲の時に荒

いても、大国主神が社殿に静に隠棲し、荒びないようにするたいでもあった。『古典文学大系日本書紀』頭注が指摘したように、ここに斉明天皇五年の出雲大神の宮の修厳を響かせているようにみえる。天皇の大国主神祭祀は天皇の時代においても国の安穏を守る上では重要なこととして記では垂仁天皇の時代においても国が応を含めて、記は垂仁天皇が皇子を物言えるようにさせるために、なみなみならぬ慈しびを注いだと語り、これによってもたいても、大国主神が社殿に静に隠棲し、荒びないようにするたいても、大国主神が社殿に静に隠棲し、荒びないようにするたいでもあった。

とを確認したうえで、その要求に応えたが、それは人皇代にお

#### おわりに

制の中からは弾き出されたであろう物言えぬ皇子を、そのことれによって物がいえるようになったとする話素を総合して形成されたものである。ここに政治体の体制の中に位置づけつつ、その崇を解いて物言えるようにしの体制の中に位置づけつつ、その崇を解いて物言えるようにしたとする話素を総合して形成されたものである。ここに政治体の体制の中からは弾き出されたであろう物言えぬ皇子を、そのこと以上にみたように、記の本牟智和気命伝承は、沙本毘古・沙以上にみたように、記の本牟智和気命伝承は、沙本毘古・沙以上にみたように、記の本牟智和気命伝承は、沙本毘古・沙以上にみたように、記の中からは弾き出されたであろう物言えぬ皇子を、そのこと

と関係なく物言えるようにするための努力を惜しまなかった垂と関係なく物言えるようにするための努力を惜しまなかった垂と関係なく物言えるようにするための努力を惜しまなかった垂と関係なく物言えるようにするための安全の事実を響かせているとみた。もっとも、垂仁天皇像については、妻から捨てているとみた。もっとも、垂仁天皇像については、妻から捨てのかどうかはなお考えてみたい。ここでは個人的な情としての死皇の中に包摂され、徳として昇華されえるものととらえる視点から垂仁天皇像を描こうとしたとみておきたい。もとよりこれは天武天皇の意図を汲み取りえないものかも知れないがりこれは天武天皇の意図を汲み取りえないものかも知れないがりこれは天武天皇の意図を汲み取りえないものかも知れないがりこれは天武天皇の意図を汲み取りえないものかも知れないがりこれは天武天皇の意図を汲み取りえないも問人の情は制度としての現金に下記を描きれ、徳として昇華されえるものととらえる視点から垂仁天皇像を描こうとしたとみておきたい。もとよりこれは天武天皇の意図を汲み取りえないもの事実を響かせていの甥建王に寄せた深い愛情や出雲大社修厳の事実を響かせていの甥建王に寄せた深い愛情や出雲大社修厳の事実を響かせている場合にある。

注

たと考ええることも論じた。

第七号 平成二一年三月 第七号 平成二一年三月

(2) 駒木敏「ホムチワケ(本牟智和気)御子の物語 ――『古事記

木敏教授退職記念号〉二○一三年三月)

(3)阪下圭八「ホムチワケの物語(1)――鳥取部・鳥養部起

源譚——」(「東京経済大学人文)自然科学論集」第五八号

一九八一年七月)

(4)土橋寛「歌と物語の交渉」(「萬葉」第五六号 昭和四〇年七

(5) 土橋寛「見ることのタマフリ的意義」(「萬葉」第三九号 和三六年五月)

(7) 矢嶋泉「『古事記』中・下巻の反乱物語」(『稲岡耕二先生還(6) 阪下圭八 前掲論文

曆記念日本上代文学論集』一九九〇年四月)

年六月(9)吉井巌「ホムツワケ王」『天皇の系譜と神話(二)』昭和五一

(10) 拙稿「大国主神の国作の性格と大国主神の形成」(古事記学会編『古事記研究大系4 古事記の神話』平成五年六月 高

(12)松本弘毅「垂仁木の祭祀 ―― 出雲大神の祟 ――」〈『古事記』 ―― オキー・ラブノ名 ミリン

7月)肝光・竹扁 「「神童天女」等「こう寺(33) 金子義光「上代における神意発現の諸様式についてと歴史叙述』平成二三年三月)

拙稿「祝詞『遷却崇神』を奏する祭儀」〈岡田精司編『古代五年九月〉

祭祀の歴史と文学』平成九年一二月〉

四月) 四田正昭「国つ神群像 言霊信仰」(『日本神話』一九七〇年

古代の神話と文学』一九九八年一月) - 古代の神話と文学』一九九八年一月)